甲第五六号証

三被告許人 告新人 金纸市象於五二十日一番三三年 告訴状 安藤健沙郡五七十

号証 廣野秀樹 展野在上手室

190甲原 .28 三告對事員 心川果全次(田殿)原要及我 平成四年五月二百 整四貨物自動車石川四次九五四四子重四分亦了九番地犀川在岸船上小路横空地上速九七行至平成四年四月一日午後八時の五分頃金沢中岩正年町平成四年四月一日午後八時の五分頃金沢中岩正年町一横野季樹村和の長安安は様文に対し暴行を加えた後 件について満重に犯断していただきたいので 反然不能於館になっている長女の世版文を選集した 告部山寺方。 右告新人在縣律次部